

モニタリングポストの運用が始まりました

滋賀県は、4月30日（火）から高島市内の4か所で、新たに環境放射線測定器による観測を開始しました。
市内の測定箇所は、次のとおりです。

●モニタリングポストとは？

放射線を定期的に、または連続的に監視測定することを「モニタリング」といい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された測定装置を「モニタリングポスト」といいます。

高島市役所1階ロビーのテレビ（表示装置）で、モニタリングポストの測定結果を確認することができます。（県のホームページからも確認できます。）



▼モニタリングポスト設置箇所 モニタリングポストにある表示板でも測定結果を確認できます。

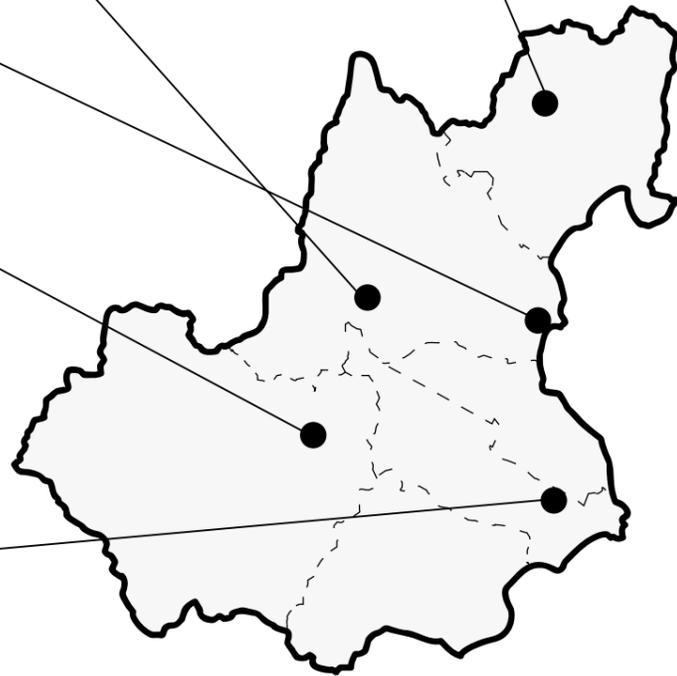
- 3 今津局2（今津東小学校）
- 2 今津局1（今津西小学校）
- 1 マキノ局（マキノ観光会館横）



- 4 朽木局（朽木支所前）



- 5 南部消防署 ※H24.8月から運用中



市では、この他、簡易測定器により市役所・各支所で定期的に測定し、月ごとの平均値をホームページや広報たかしま（P11）で公開しています。

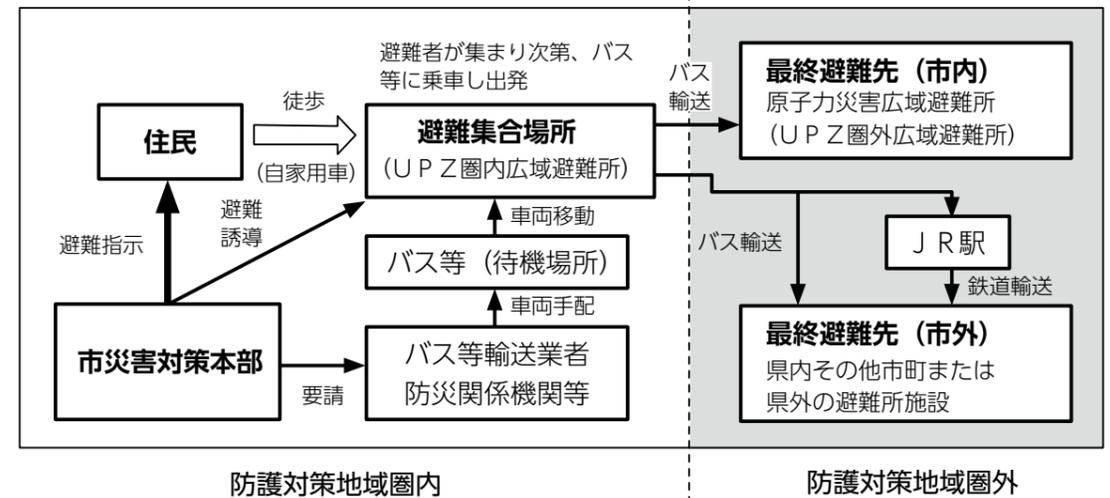
●避難時の輸送方針と手段

避難の際は、基本的にバス・鉄道により行います。ただし、避難者の輸送が困難な場合は、ヘリコプターや船舶等による輸送も最大限活用します。

避難時の輸送方針

- 地域コミュニティの維持のため、同一地区の住民等の避難先は同一地域に確保するよう努めます。
- 避難対象となる区・自治会が多数になる場合は、原子力発電所からの距離が近い区・自治会の住民等から優先的に避難していただきます。
- ① 30km圏内の区・自治会の住民等
- ② 30km圏外の区・自治会の住民等
- 災害時要援護者に十分配慮します。
- 避難方向については、基本的に市南（南東）部方向とします。
- 最終避難先となる市内原子力災害広域避難所の収容能力をオーバーした場合、バス・鉄道等の交通機関により、市外の避難所施設へ避難します。
- 市外避難（県内）となった場合、「大津市」と「草津市」を最初の避難受入候補先とします。さらに避難先を確保する必要があるときは、県を通じて「大津・草津・長浜」市以外の県内市町の協力を要請します。
- 県外にも避難受入先を求める事態になった場合は、県を通じて近畿他府県市町村の協力を要請します。

避難の流れと輸送手段



●パブリックコメント

計画（案）に対し、市パブリックコメント制度に基づいて意見を募集した結果、次のとおり意見の提出がありました。
（募集期間：2月28日～3月29日）

- ・地域防災計画（原子力災害対策編）... 10人からご意見
- ・原子力災害住民避難計画... 7人からご意見

【結果を閲覧できます】
計画の内容やパブリックコメントの結果は、市役所総合防災局や各支所（新旭振興室）で閲覧できます。ホームページにも掲載しています。
詳しくは、総合防災局へお問い合わせください。（☎25-8133）

今後の取り組み

- ① 原子力防災訓練の実施
毎年行っている原子力防災訓練を今年度も実施します。（11月頃）
- ② 防災ハンドブックの作成
屋内退避や避難する際の注意事項、家庭での日常の備え、原子力の基礎知識など、内容をわかりやすくまとめたハンドブックを作成し配布します。
- ③ 防災計画の見直し
今回承認された防災計画は、今後も国や県の動向を注視しながら、その都度必要な改正を行っていきます。

☎総合防災局 ☎(25)81333